

○弘前地区環境整備事務組合個人情報保護条例

平成20年4月1日

弘前地区環境整備事務組合条例第2号

改正 平成28年2月24日 条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、弘前地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(実施機関)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、議会、監査委員をいう。

(費用負担)

第3条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として次の表に掲げる額を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として次の表に掲げる額を負担しなければならない。

公文書の種類	写しの種類	費用
文書、図画又は写真	複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本工業規格A3まで)
		日本工業規格A3の大きさを超えるものは、実費
フ ィ ル ム	マイクロフィルム	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本工業規格A3まで)
		日本工業規格A3の大きさを超えるものは、実費
	写真フィルム	実費
電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本工業規格A3まで)
		日本工業規格A3の大きさを超えるものは、実費
	録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、MOディスク、CD-R、DVD-RAM等に複写したもの	実費

(審査請求があった場合の手続)

第4条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。この場合において、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容して当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について、反対意見書が提出されている場合を除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容して当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容して当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

(この条例に定めのない事項)

第5条 この条例に定めるもののほか、組合が保有する個人情報の保護に関しては、弘前市個人情報保護条例（平成18年弘前市条例第20号）（第3章を除く。）並びに弘前市個人情報保護条例施行規則（平成18年弘前市規則第12号）（第2条から第4条までの規定を除く。）及び弘前市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年弘前市規則第13号）の例による。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。